

高田松原商業開発協同組合発行の「リップル商品券」の払戻しについて

高田松原商業開発協同組合が発行した「リップル商品券(額面1,000円・500円)」「リップル無期限商品券(額面500円)」のご利用は、平成29年10月31日(火)をもって終了いたしました。

未使用の商品券につきましては資金決済に関する法律第20条第1項に基づき平成29年11月1日から平成30年2月28日まで払戻手続を行います。

お手数ではございますが、未使用の商品券をお持ちのお客様は、払戻期間内にお申出いただきますようお願い申し上げます。

払戻期間

平成29年11月1日(水)～平成30年2月28日(水)

(年末年始12/31～1/2を除く)

払戻期間内に申出がない場合、当該払戻手続から除斥されますのでご注意ください。

申出方法

未使用商品券を【アバッセタカタ専門店街インフォメーション】までご持参ください。

(ご持参出来ない場合は下記問合せ先までご連絡ください。郵送等のご案内をいたします)

払戻方法

額面の金額を現金にて払戻しいたします。

(やむを得ない場合は、振込やギフトカード(DC又はVISA)との引換え等のご相談に応じます)

払戻時間

午前9時～午後7時

払戻しができない商品券

- ①使用済み商品券
- ②破損により商品券番号が照会できない商品券
- ③3分の1以上が滅失している商品券
- ④偽造、変造されている商品券
- ⑤期限付商品券で発行日が平成18年3月11日以前のもの
- ⑥無期限商品券で券番号が【070000】以降のもの

払戻場所

アバッセタカタ専門店街インフォメーション (下記【お問合せ先】参照)

対象となる商品券

高田松原商業開発協同組合発行の商品券



リップル期限付商品券500円券
額面1000円券も対象
(発行日が平成18年3月12日以降のもの)



リップル無期限商品券500円券
(券番号070000より少ない番号)

【お問合せ先】 発行者：高田松原商業開発協同組合 (アバッセタカタ専門店街事務局)
TEL：0192-53-2111 (所在地) 〒029-2205 岩手県陸前高田市高田町字館の沖1